

# 参考資料

## 1 市民参画・協働に関する調査概要

### (1) 市民活動団体のアンケート

実施期間：令和元年9月27日～10月11日

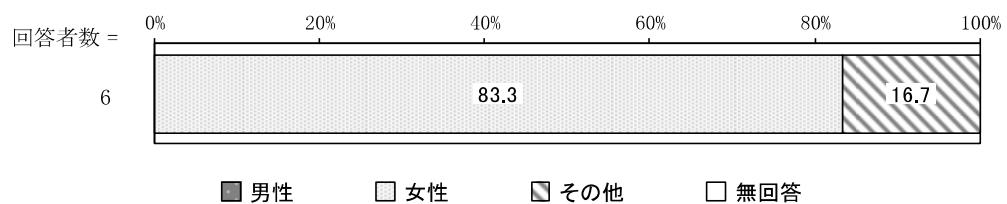
対象団体：12団体（市民活動団体交流会に参加していない、新規の団体に追加調査）

回答数：6団体（50.00%）

#### 基本情報

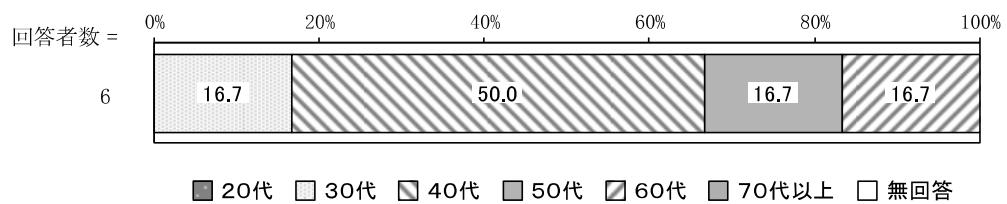
##### 性別

「女性」の割合が83.3%，「その他」の割合が16.7%となっています。



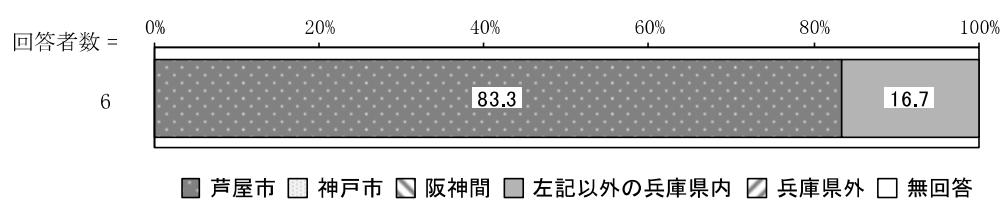
##### 年代

「40代」の割合が50.0%となっています。「30代」「50代」「60代」の割合が16.7%となっています。



##### お住まい

「芦屋市」の割合が83.3%となっています。「左記以外の兵庫県内」の割合が16.7%となっています。

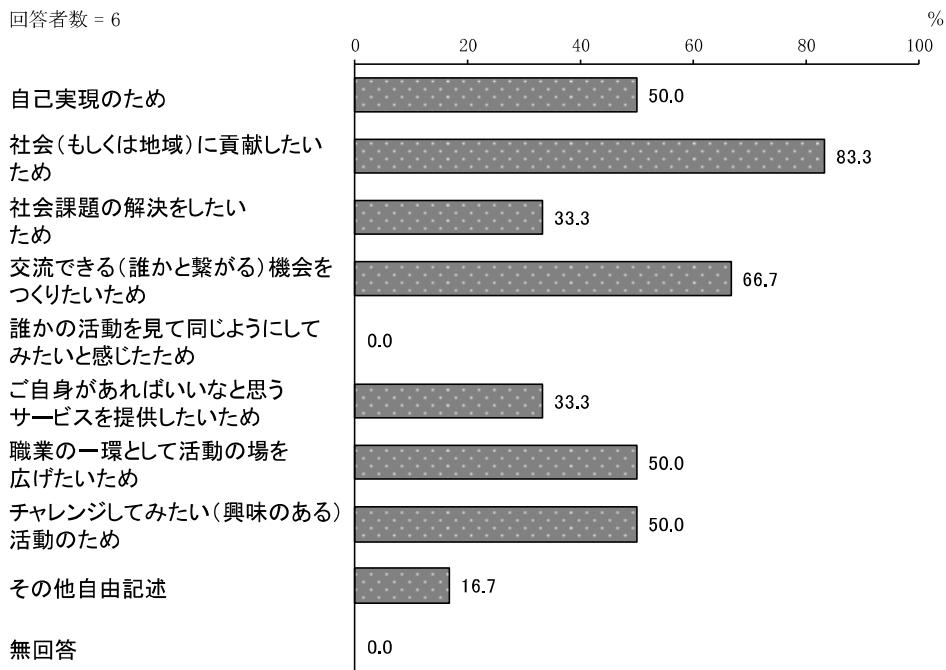


## 市民活動に関するこ

### 活動の動機はどのようなものですか

「社会（もしくは地域）に貢献したいため」の割合が 83.3%，「交流できる（誰かと繋がる）機会をつくりたいため」の割合が 66.7% となっています。

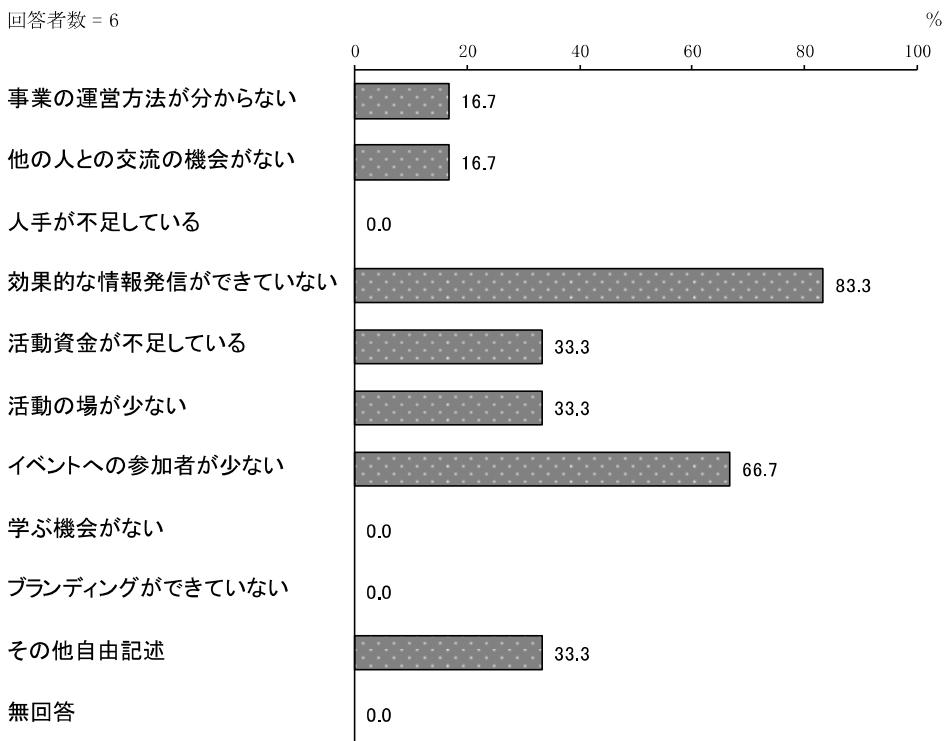
回答者数 = 6



### 活動で感じる課題はどのようなものですか

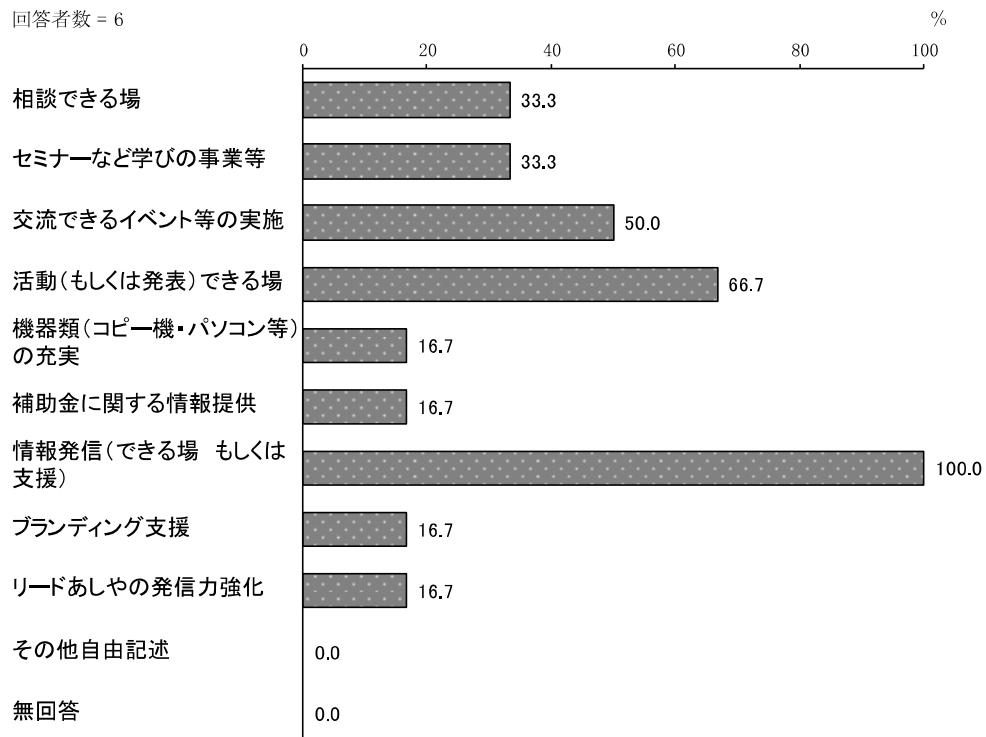
「効果的な情報発信ができていない」の割合が 83.3% となっています。「イベントへの参加者が少ない」の割合が 66.7% となっています。

回答者数 = 6



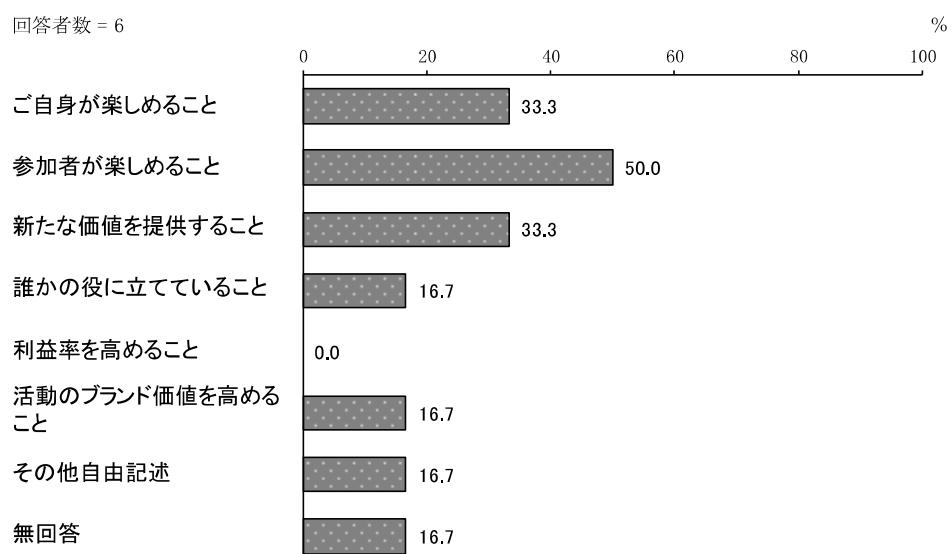
## どのようなサービスや場があれば助かりますか

「情報発信（できる場 もしくは 支援）」の割合が 100.0% となっています。「活動（もしくは発表）できる場」の割合が 66.7% となっています。



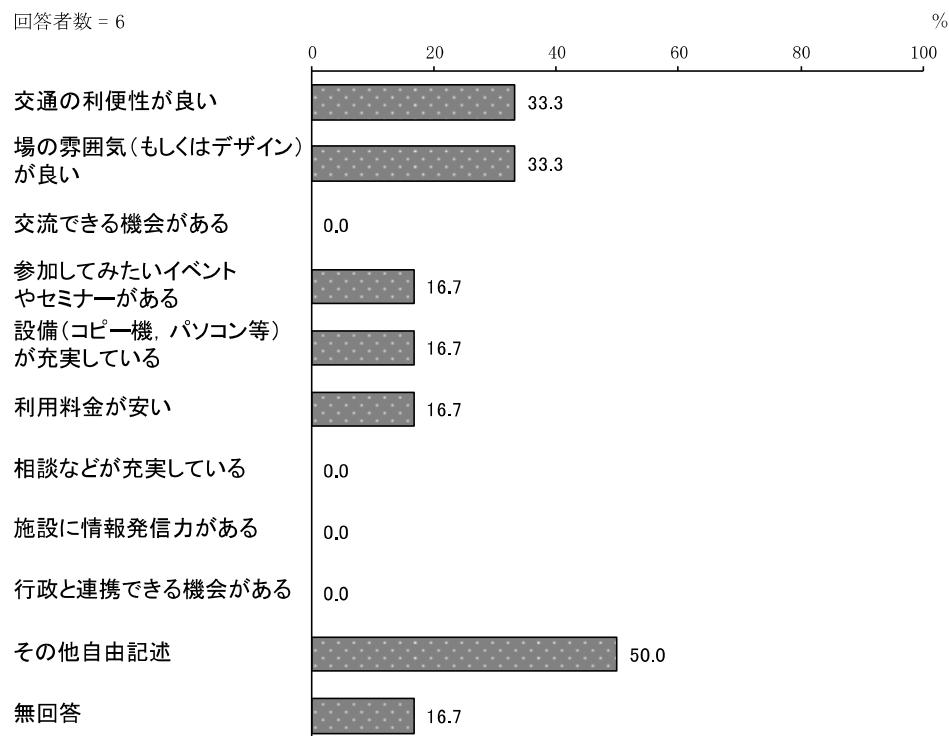
## 活動で重視するポイントはどのような点ですか

「参加者が楽しめること」の割合が 50.0% となっています。「ご自身が楽しめること」、「新たな価値を提供すること」の割合が 33.3% となっています。



## あしや市民活動センター以外の施設を利用している理由はどのようなものですか

「その他自由記述」の割合が 50.0% となっています。「交通の利便性が良い」、「場の雰囲気（もしくはデザイン）が良い」の割合が 33.3% となっています。



## (2) 職員アンケート

実施期間：令和元年9月26日～10月18日

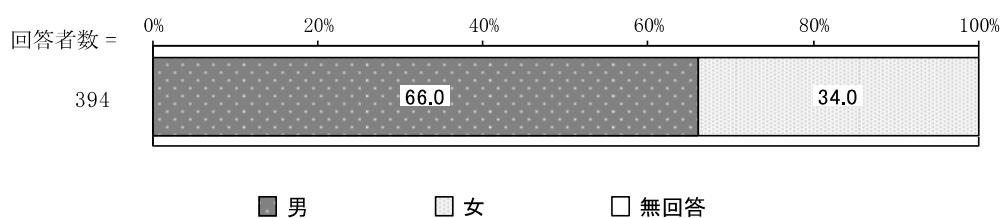
対象者数：682人

回答数：394人（回答率57.77%）

### 基本情報

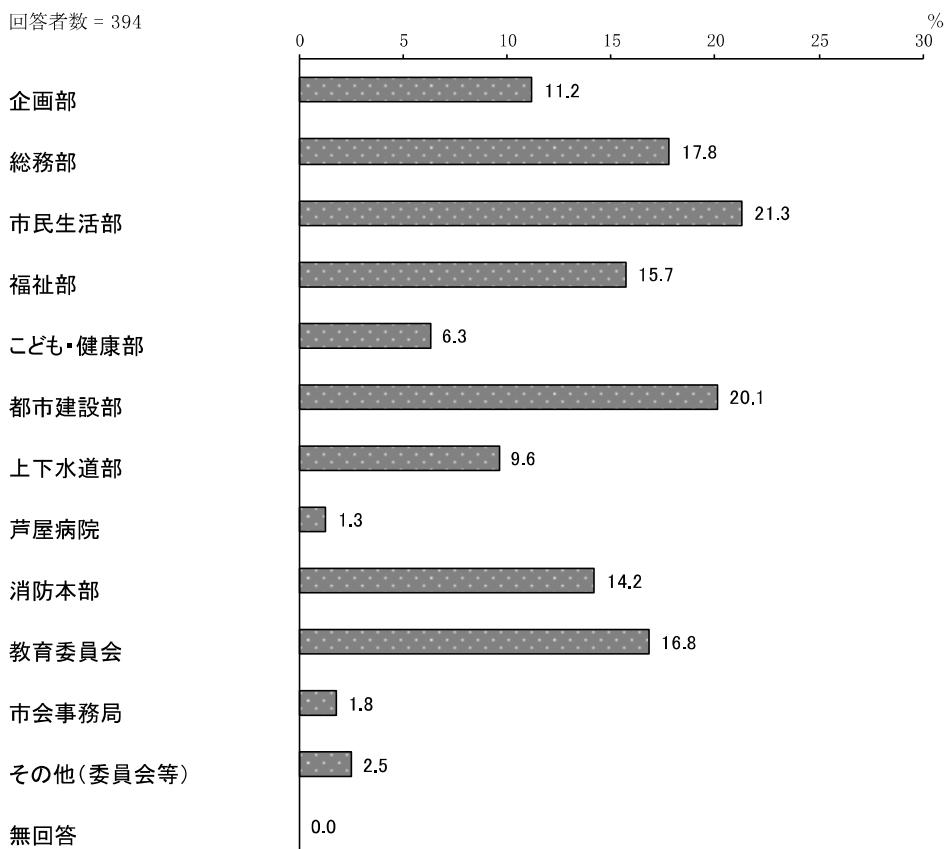
#### 性別

「男」の割合が66.0%，「女」の割合が34.0%となっています。



#### これまで所属したことのある部

「市民生活部」の割合が21.3%と最も高く、次いで「都市建設部」の割合が20.1%，「総務部」の割合が17.8%となっています。

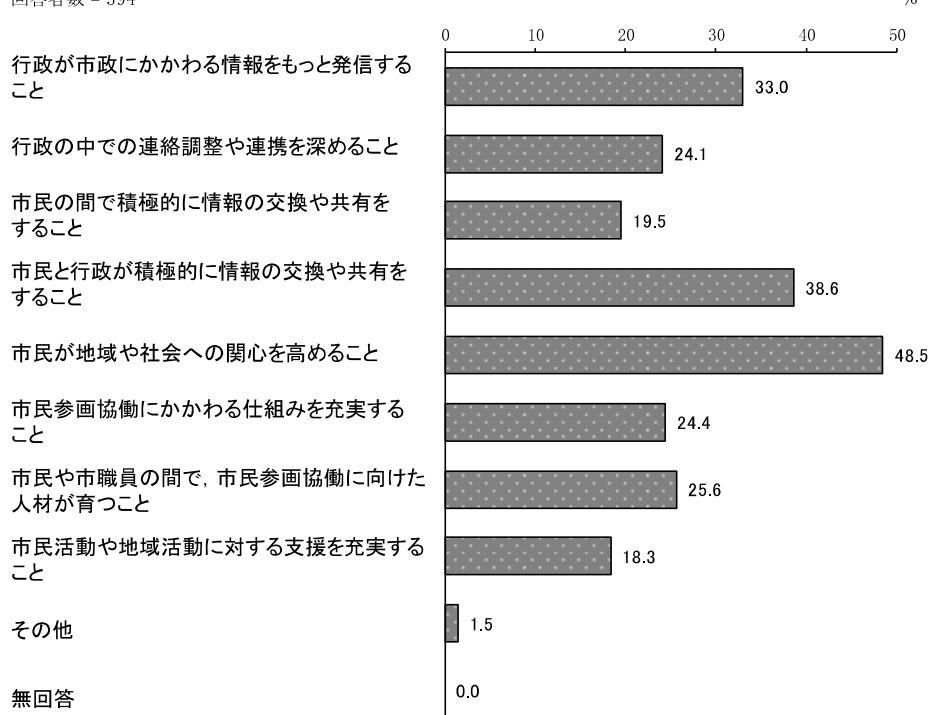


## 市民参画協働の進め方

### 問1 市民参画協働のまちづくりを推進するために、どのような取組が必要だと思いますか

「市民が地域や社会への関心を高めること」の割合が48.5%と最も高く、次いで「市民と行政が積極的に情報の交換や共有をすること」の割合が38.6%、「行政が市政にかかわる情報をもっと発信すること」の割合が33.0%となっています。

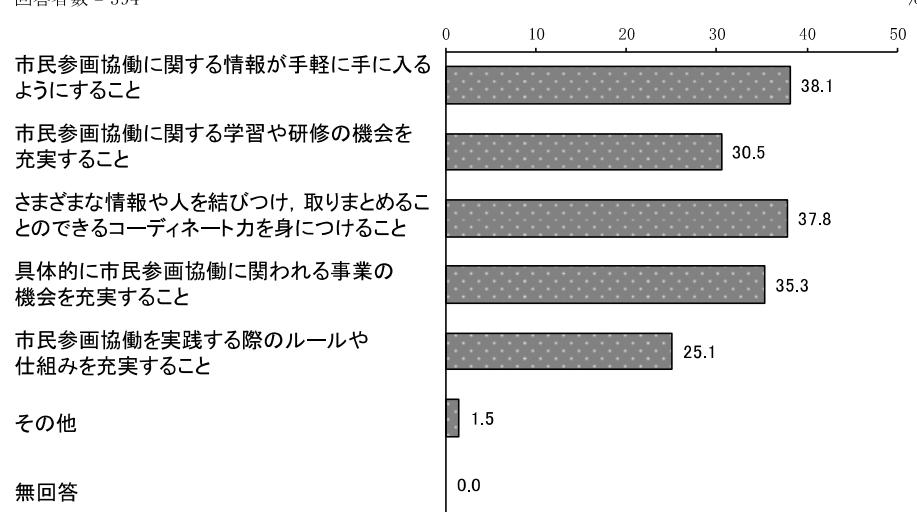
回答者数 = 394



### 問2 市民や市職員が、市民参画協働に対する理解を深め、人材が育つようにするためには、どのような施策を充実することが必要だと思いますか

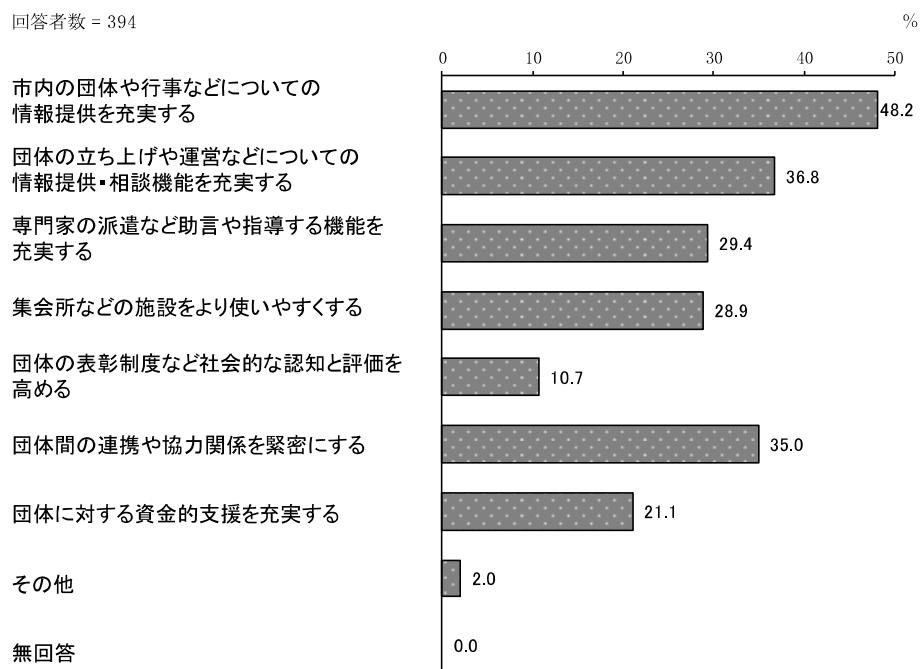
「市民参画協働に関する情報が手軽に手に入るようにすること」の割合が38.1%と最も高く、次いで「さまざまな情報や人を結びつけ、取りまとめることのできるコーディネート力を身につけること」の割合が37.8%、「具体的に市民参画協働に関われる事業の機会を充実すること」の割合が35.3%となっています。

回答者数 = 394



### 問3 市民活動や地域活動が活発になるためには、どのような支援策を充実するこ とが必要だと思いますか

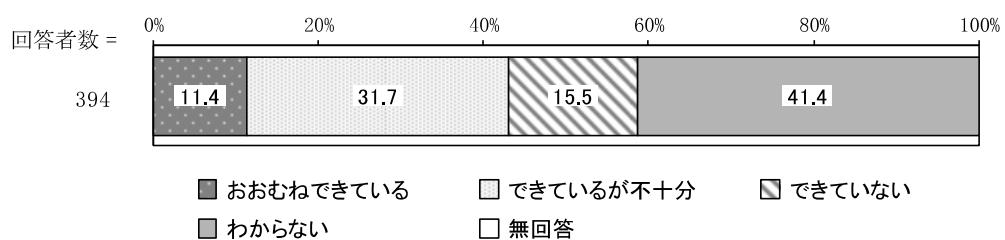
「市内の団体や行事などについての情報提供を充実する」の割合が 48.2%と最も高く、次いで「団体の立ち上げや運営などについての情報提供・相談機能を充実する」の割合が 36.8%，「団体間の連携や協力関係を緊密にする」の割合が 35.0%となっています。



## 市民参画協働の達成状況

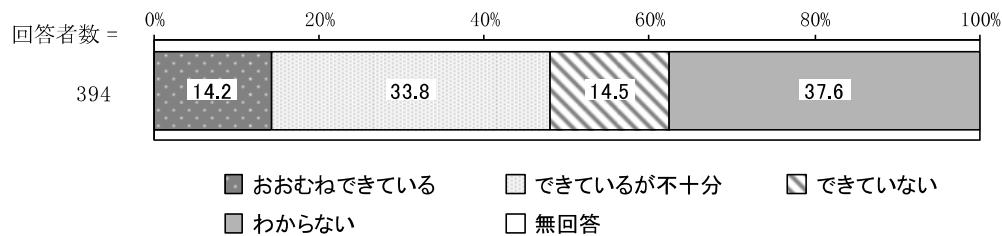
### (1) 市民活動や地域活動に取り組む人材が市民の間に育っている

「わからない」の割合が 41.4%と最も高く、次いで「できているが不十分」の割合が 31.7%，「できていない」の割合が 15.5%となっています。



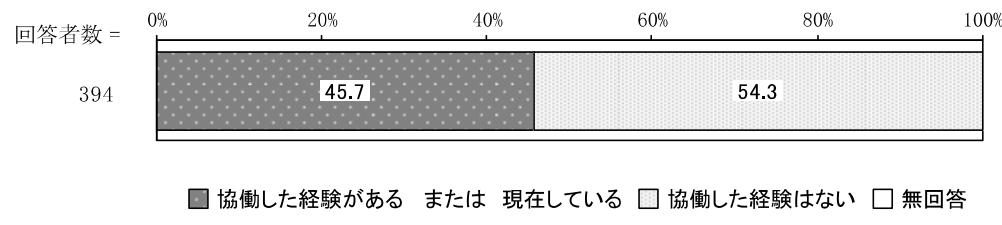
## (2) 市民と市が協力し合って市内や地域の課題解決に取り組む機会が充分にある

「わからない」の割合が 37.6%と最も高く、次いで「できているが不十分」の割合が 33.8%，「できていない」の割合が 14.5%となっています。



## (3) あなたがこれまで担当してきた業務の中で、市民活動団体等と協働した経験はありますか

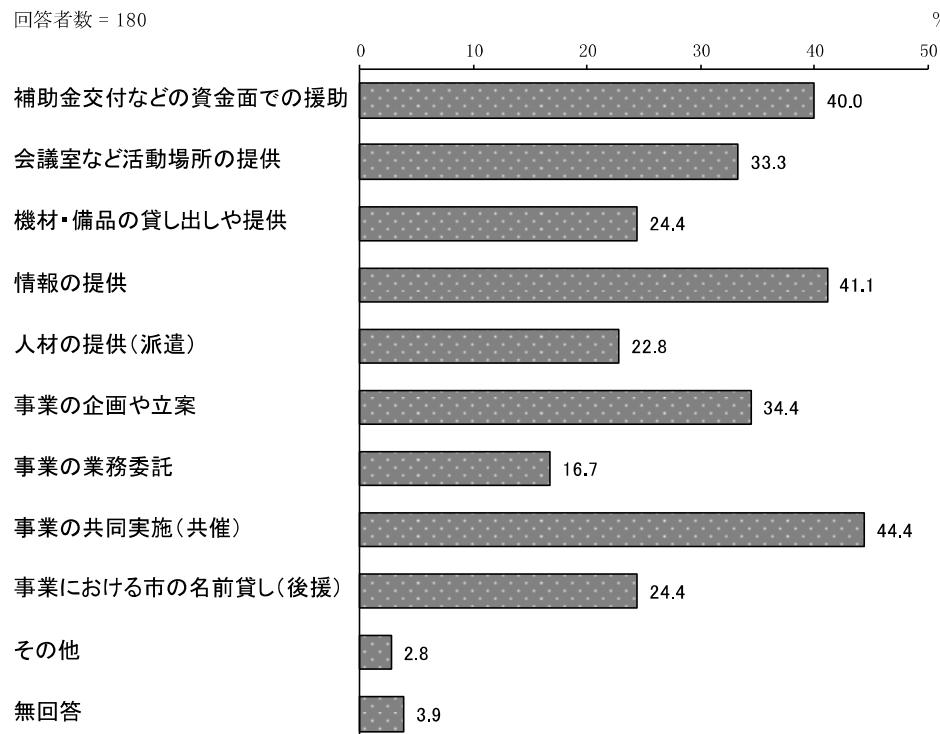
「協働した経験がある または 現在している」の割合が 45.7%，「協働した経験はない」の割合が 54.3%となっています。



■ 協働した経験がある または 現在している □ 協働した経験はない □ 無回答

## (4) 協働したのはどのような内容のものでしたか

「事業の共同実施（共催）」の割合が 44.4%と最も高く、次いで「情報の提供」の割合が 41.1%，「補助金交付などの資金面での援助」の割合が 40.0%となっています。



## 2 芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

### ○芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

平成19年3月20日

条例第5号

#### (目的)

第1条 この条例は、本市の市政に対する市民の参画を推進するための基本的な事項を定めることにより、市民及び市が協働による住みよいまちをつくることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参画 市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。
- (3) 協働 市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。
- (4) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の施策の企画立案、意見交換、提言等を行うため要綱等により設置する委員会等をいう。
- (5) 市民提案 市民が自ら施策を提案し、又は市の求めに応じて市民が提案することに対して、その提案の概要、提案に対する市の考え方及び結果を公表する手続をいう。
- (6) ワークショップ 市の施策の策定に当たり、一定の案に集約するため、市民が参加し、各種共同作業等を行い、施策について議論する方法をいう。
- (7) パブリックコメント 市の施策の策定に当たり、その施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考え方及び結果を公表する手續をいう。

#### (基本原則)

第3条 市民及び市は、次に掲げる原則を踏まえ、市民参画及び協働の推進を図るものとする。

- (1) 自立の原則 市民は、自らの意思により市民参画及び協働の推進を行い、市は、市民活動の自主性を尊重する。
- (2) 対等の原則 市民及び市は、対等の関係として市民参画及び協働の推進を行う。
- (3) 相互理解及び協力の原則 市民及び市は、市民参画及び協働の推進の目的を共有し、信頼関係の醸成と相互協力関係の形成に努める。
- (4) 情報の提供及び共有の原則 市民参画及び協働の推進に関する情報について、市民は自らの持つ活動の情報を提供し、市は積極的に情報を公開し、互いに共有する。
- (5) 評価と説明の原則 市民参画及び協働による施策の実施にかかる市民は、それぞれが担った役割の成果について評価と説明を行い、市は、市民参画及び協働により行う施策の実施について、評価と説明の責任を持つ。

### (市の責務)

第4条 市は、市民の市民参画及び協働への意識と意欲を高めるよう啓発を行う。

2 市は、市民が市政について必要とする情報を積極的に公開する。

3 市は、市民が容易に市政に参画し、協働を推進できるよう創意工夫を行う。

### (市民の責務)

第5条 市民は、協働の精神の下で市民参画に取り組み、公共の利益を図ることを基本として、積極的な協働に努める。

### (市民参画の対象)

第6条 市民参画の手続の対象となる施策は、次の各号のとおりとする。

(1) 市の基本構想、基本計画その他基本的事項を定める計画等の策定又は重要な変更

(2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定又は改廃

(3) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等若しくはその利用や運営に関する方針の策定又はそれらの重要な変更

(4) その他市民生活に極めて重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施策については、市民参画の手続を行わないことができる。

(1) 法令又は条例に施策の実施の基準が定められ、当該基準に基づき行うもの

(2) 市税の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、緊急を要するものその他やむを得ない理由があるもの

### (市民参画の手続)

第7条 この条例における市民参画の手続は、次のとおりとする。

(1) 審議会等の活用

(2) 市民提案の活用

(3) ワークショップの開催

(4) パブリックコメントの活用

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める協議会、公聴会等の活用

2 市は、手続の実施に当たっては、前項各号の手続のうちから、適切かつ効果的なものを選択し、実施しなければならない。

### (審議会等)

第8条 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、他の審議会等における委員の就任状況、構成等を勘案し、選任するよう努めるものとする。

2 市は、審議会等に市民公募による委員を1人以上選任するよう努めなければならない。

### (市民提案)

第9条 市民は、市民提案により具体的な施策を提案することができる。

2 市は、市民から施策に対する提案を求めようとするときは、あらかじめ次の事項を公表する。

(1) 対象事項の目的

(2) 提案の提出先、提出方法及び提出期間

(3) その他提案に関する必要な事項

3 市は、市民からの提案について検討を行い、市の考え及び検討結果を公表する。ただし、芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）の趣旨に照らし、公表することが不適当と認められる部分（第11条第3項において「非公開情報部分」という。）については、公表しない。

（ワークショップ）

第10条 市は、ワークショップを開催するときは、広く市民の参加を求め、素案の合意形成が図られるよう努めなければならない。

（パブリックコメント）

第11条 市は、パブリックコメントを実施しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表する。

- (1) 対象事項の案及び関係資料
- (2) 意見の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) その他意見に関する必要な事項

2 意見の提出期間は、原則として1月以上とする。ただし、緊急の必要があるときその他やむを得ないときは、その理由を公表した上で意見の提出期間を短縮することができる。

3 市は、提出された意見について検討を行い、市の考え及び検討結果を公表する。ただし、非公開情報部分については、公表しない。

（市民参画の手続の実施時期）

第12条 市は、市民参画の対象となる施策の決定前のできるだけ早い時期から市民参画の手続を実施するよう努めなければならない。

（市民参画の手続の公表）

第13条 市民参画の手続に関する事項を公表するときは、次に掲げる方法のうちから適切な方法により行うものとする。

- (1) 担当の所管課での閲覧
- (2) 市広報紙への掲載
- (3) 市ホームページへの掲載
- (4) 行政情報コーナーでの閲覧
- (5) その他効果的に周知できる方法

（実施予定及び実施状況の公表）

第14条 市は、毎年度、その年度における市民参画の手続の実施予定及び前年度における市民参画の手続の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（協働の拠点）

第15条 市は、市民参画及び協働の推進を図るため、地域の課題解決又は発展を目的として市内で活動する個人及び市民活動団体（次条において「市民活動団体等」という。）の協働の拠点を設置する。

2 前項の協働の拠点の運営については、市民が市の協力を得て行うものとする。

（市民活動団体等への支援）

第16条 市は、市民活動団体等に対して、その活動の支援に努める。

（推進計画）

第17条 市は、市民参画及び協働による市政を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定め、実施するものとする。

2 市は、推進計画を定め、又は変更するときは、その内容を公表するものとする。

(芦屋市市民参画協働推進会議への諮問)

第18条 市長は、推進計画の策定、推進計画の進行状況その他推進計画に関し必要な事項については、

芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）

第2条に規定する芦屋市市民参画協働推進会議に諮るものとする。

(補則)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であって、市民参画の手続を実施することが困難なものについては、第8条から

第11条までの規定は適用しない。

(検討)

3 市は、社会情勢の変化及び市民参画の推進状況に応じて検討を加え、その結果に基づいて、5年以内を目途にこの条例の見直し等の必要な措置を講じるものとする。

(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

4 芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

### 3 市民参画・協働推進会議委員名簿

平成 30 年 6 月 25 日現在

	氏 名	所属・役職等
1	わたなべ なおこ 渡辺 直子	れんこん舎代表取締役
2	ひらの たかゆき 平野 隆之	日本福祉大学社会福祉学部 教授
3	さかきばら たかとも 榎原 貴倫	Code for Hyogo 代表
4	かとう ゆうすけ 加藤 裕介	株式会社エコー 代表取締役社長
5	やまぎし よしひろ 山岸 吉広	芦屋市社会福祉協議会 主査
6	ひろせ まさのぶ 廣瀬 雅宣	芦屋市自治会連合会 会計
7	まつい じゅんこ 松井 順子	公募市民委員

(順不同)

## 4 芦屋市市民参画協働推進本部委員名簿

令和元年 10 月 1 日現在

役 職	所 属	氏 名
本部長	市長	伊藤 舞
副本部長	副市長	佐藤 徳治
委員	教育長	福岡 憲助
委員	技監	長田 二郎
委員	企画部長	川原 智夏
委員	総務部長	稗田 康晴
委員	総務部参事（財務担当部長）	今道 雄介
委員	市民生活部長	森田 昭弘
委員	福祉部長	安達 昌弘
委員	こども・健康部長	三井 幸裕
委員	都市建設部長	辻 正彦
委員	都市建設部参事 (都市計画・開発事業担当部長)	山城 勝
委員	会計管理者	本間 慶一
委員	上下水道部長	古田 晴人
委員	市立芦屋病院事務局長	阪元 靖司
委員	消防長	小島 亮一
委員	教育委員会管理部長	岸田 太
委員	教育委員会学校教育部長	北尾 文孝
委員	教育委員会社会教育部長	田中 徹

## 5 芦屋市市民参画協働推進本部 幹事会委員名簿

令和元年 10月 1日現在

役 職	所 属	氏 名
委員長	企画部長	川原 智夏
副委員長	企画部政策推進課長	奥村 享央
委員	総務部文書法制作課長	吉田 真理子
委員	総務部財政課長	岡崎 哲也
委員	市民生活部環境課長	米村 昌純
委員	福祉部地域福祉課長	小川 智瑞子
委員	こども・健康部子育て推進課長	廣瀬 香
委員	都市建設部建設総務課長	鹿嶋 一彦
委員	上下水道部水道管理課長	平野 雅之
委員	市立芦屋病院事務局総務課長	上田 剛
委員	消防本部総務課長	北村 修一
委員	教育委員会管理部管理課長	山川 範
委員	教育委員会学校教育課長	木下 新吾
委員	教育委員会社会教育部生涯学習課長	茶嶋 奈美

## 6 策定経過

### (1) 市民アンケート調査の実施

調査対象：芦屋市内の18歳以上の男女2,000人

調査方法：郵送法による調査票・ウェブアンケートフォームで回答

調査期間：22日間（平成31年2月22日～3月15日）

回収結果：889人（回答率44.45%）

### (2) 会議等の開催概要

開催（実施）日	内 容
令和元年6月20日	第1回芦屋市市民参画協働推進会議
令和元年11月8日	第2回芦屋市市民参画協働推進会議
令和元年11月12日	第1回芦屋市市民参画協働推進本部幹事会
令和元年11月18日	第1回芦屋市市民参画協働推進本部会議
令和元年12月16日～ 令和2年1月24日	市民参画課の手続 パブリックコメント (第3次推進計画案について)
令和2年2月3日	第3回芦屋市市民参画協働推進会議
令和2年2月12日	第2回芦屋市市民参画協働推進本部幹事会
令和2年2月17日	第2回芦屋市市民参画協働推進本部会議